

令和 7 (2025) 年度第 2 回両毛地域医療構想調整会議並びに
第 2 回両毛地域病院及び有床診療所会議 合同会議

次第

日時 令和 7 (2025) 年 12 月 19 日 (金)

19 時 00 分から 20 時 30 分

会場 安足健康福祉センター 2 階大会議室及び Web

1 開 会

2 議 題

- (1) 地域医療構想の進め方について 【資料 1】
- (2) 両毛構想区域グランドデザイン（素案）について 【資料 2】
- (3) かかりつけ医機能報告について 【資料 3】
- (4) 国の経済対策について 【資料 4】

《調整会議単独議題》

- (5) 医療法に定める地域における協議について 【非公開】 【資料 5-1 ~ 2】
- (6) 医療法に定める地域における協議について 【非公開】 【資料 6-1 ~ 3】

3 閉 会

両毛地域医療構想調整会議委員名簿

R7(2025).6.5

〔任期：令和6(2024)年9月1日～令和8(2026)年8月31日〕

番号	分 野	選 任 区 分	委 員 名	所 属 団 体	役 職 名	備 考
1	保健医療関係団体の代表	医師会	吉益 均	足利市医師会	会長	
2		〃	柳川 進	佐野市医師会	会長	
3		歯科医師会	小林 浩	足利歯科医師会	会長	
4		〃	柳川 敏夫	佐野歯科医師会	副会長	
5		薬剤師会	西出 穂	足利薬剤師会	副会長	
6		〃	平田 義人	佐野市薬剤師会	会長	
7		看護協会	勅使河原 由江	栃木県看護協会 安足地区支部	支部長	
8	医療を受ける側 の代表	社会福祉関係団体代表	早川 文英	足利市社会福祉協議会	会長	
9		受療者代表	大島 裕子	足利市女性団体連絡協議会	会長	
10	病院の管理者	医療機関	室久 俊光	足利赤十字病院	病院長	
11		〃	村上 円人	佐野厚生総合病院	病院長	
12	保険者	医療保険者	石川 隆男	アキレス健康保険組合	常務理事	
13	地区老人保健施設協議会	老人保健施設	前澤 孝通	栃木県老人保健施設協議会	副会長	
14	地区老人福祉施設協議会	老人福祉施設	鈴木 佑介	栃木県老人福祉施設協議会	理事	
15	介護従事者確保 関係団体	特定非営利活動法人	久保田 悅子	特定非営利活動法人 とちぎケアマネジャー協会	理事	
16	学識経験者	大学	石川 鎮清	自治医科大学	教授	
17	市	足利市	早川 尚秀	足利市	市長	
18		佐野市	金子 裕	佐野市	市長	

(敬称略)

両毛地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14の規定に基づき、両毛地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「両毛地域医療構想調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から安足健康福祉センター所長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他地域の関係機関・団体の代表

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(議長)

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

(会議)

第6条 調整会議は、安足健康福祉センター所長が招集する。

(部会)

第7条 議長は、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、安足健康福祉センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、安足健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から実施する。

両毛地域病院及び有床診療所会議 構成機関 一覧

R7(2025).10.1現在

(病院)

番号	医療機関名	代表者名	所在地	電話番号	病床数	備考
1	青木病院	青木 楊子	足利市本城1-1560	0284-41-2213	156	
2	足利赤十字病院	室久 俊光	足利市五十部町284-1	0284-21-0121	540	
3	足利第一病院	相場 利一	足利市大月町1031	0284-44-1212	57	休床中
4	足利中央病院	廣田 展久	足利市下渋垂町447	0284-72-8401	78	
5	あしかがの森足利病院	小平 隆太郎	足利市大沼田町615	0284-91-0611	195	
6	足利富士見台病院	根岸 協一郎	足利市大前町1272	0284-62-2448	139	
7	今井病院	重沢 拓	足利市田中町100	0284-71-0181	186	
8	鈴木病院	船倉 豪志	足利市栄町1-3412	0284-21-2854	56	
9	長崎病院	長崎 秀彰	足利市伊勢町1-4-7	0284-41-2230	80	
10	本庄記念病院	本庄 宏	足利市堀込町2859	0284-73-1199	103	
11	前沢病院	前澤 孝通	足利市福居町1210	0284-71-3191	105	
12	皆川病院	皆川 智海	足利市多田木町1168-1	0284-91-2188	72	
13	佐野医師会病院	小川 達哉	佐野市植上町1677	0283-22-5358	112	
14	佐野厚生総合病院	村上 円人	佐野市堀米町1728	0283-22-5222	510	
15	佐野市民病院	青柳 信嘉	佐野市田沼町1832-1	0283-62-5118	199	
16	両毛病院	秋山 恵一	佐野市堀米町1648	0283-22-6150	182	

(有床診療所)

1	浅岡医院	浅岡 健太郎	足利市相生町387	0284-41-8188	13	
2	大岡胃腸内科	大岡 笑美子	足利市花園町4-2	0284-41-1177	19	
3	鹿島整形外科	溝谷 学	足利市鹿島町506	0284-62-7881	19	
4	柏瀬眼科	柏瀬 光寿	足利市相生町386-1	0284-41-6447	6	
5	田村レディスクリニック	田村 勉	足利市江川町3-13-3	0284-43-3006	14	休床中
6	栃木産科婦人科医院	栃木 秀磨	足利市錦町14	0284-41-3378	12	
7	みなみ眼科	猪ノ坂貴子	足利市福居町184-1	0284-72-3730	6	
8	両毛クリニック	池内 廣邦	足利市中川町3546-5	0284-72-5522	19	
9	岡医院	関口 直子	佐野市久保町110-1	0283-23-9118	9	
10	長島医院	長島 徹	佐野市葛生東1-10-32	0283-84-1108	19	

医師会

1	一般社団法人足利市医師会	会長 吉益 均	足利市本城3-2022-1	0284-22-4061		
2	一般社団法人佐野市医師会	会長 柳川 進	佐野市植上町1678	0283-22-0324		

(敬称略)

両毛地域病院及び有床診療所会議設置要綱

(設 置)

第1条 両毛地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、両毛地域医療構想調整会議設置要綱第7条の規定に基づき、「両毛地域病院及び有床診療所会議」（以下「病診会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 病診会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 病診会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院及び有床診療所の代表
- (2) その他関係機関・団体の代表

(議 長)

第4条 病診会議に議長を置く。

2 議長は、両毛地域医療構想調整会議の議長が務める。

(会 議)

第5条 病診会議は、安足健康福祉センター所長が招集する。

(事務局)

第6条 病診会議の事務局は、安足健康福祉センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、病診会議の運営に関し必要な事項は、安足健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から実施する。

この要綱は、平成30（2018）年12月14日から実施する。